

請負代金内訳書への法定福利費の明示について

綾部市建設部監理課

建設産業の持続的な発展に必要な人材確保などの観点から、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等によって、公平で健全な競争環境を構築するため、工事請負契約書を下記のとおり改正し、社会保険等加入対策を強化することとしましたので、お知らせします。

記

1 主な改正内容

市発注工事の受注者(元請)に対し、契約締結時に、当該工事に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める規定を追加します。

2 適用時期

令和2年10月1日以降に契約を行う案件から適用します。

3 留意事項

請負代金内訳書の記入例は別添のとおりです。

なお、請負代金内訳書に明示する法定福利費の計算方法は、国土交通省の資料（請負代金内訳書への法定福利費の明示）をご参照下さい。